



令和元年6月26日

株式会社アルトルイズムに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社アルトルイズム（以下「アルトルイズム」といいます。）に対し、同社が供給する「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局九州事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社アルトルイズム（法人番号 3290001063213）
所 在 地 福岡市中央区赤坂一丁目1番5号7階
代 表 者 代表取締役 瀧川 孝紀
設立年月 平成25年6月
資 本 金 300万円（令和元年6月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

自社ウェブサイト

イ 課徴金対象行為をした期間

平成30年4月9日から同年10月23日までの間

ウ 表示内容（別紙）

例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、当庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、アルトルイズムに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

オ 打消し表示

前記ウの表示のうち

(ア) 体験談の表示について、自社ウェブサイトにおいて、「体験談は個人の感

想で、実感を保証するものではありません。」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(イ) 「1. 艶のある深い黒さに※¹」及び「2. フサフサボリュームも※²」との表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※1:サプリメントの粒の色のことです。」及び「※2:ボリュームのある内容量のことです。」と記載していたが、当該記載は、文字と背景との区別がつきにくく、「1. 艶のある深い黒さに※¹」及び「2. フサフサボリュームも※²」との記載に比べて小さな文字で記載されたものであることから、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

平成30年4月9日から平成31年4月23日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

アルトルイズムは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠に基づくことなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

アルトルイズムは、令和2年1月27日までに、839万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9233

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

表示内容

- ・ 黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」と記載
- ・ 黒髪の人物の写真と共に、「誰もが、目を奪われるような艶のある“黒髪”に憧れます」及び「白いものが無い、若さを象徴するような生き活きとした黒髪は、『染める』のではなく、黒い食材を『食べる』でケアしたいものです。」と記載
- ・ 白髪交じりの髪と艶のある黒髪の写真と共に、「\それに! /白と黒では、見た目の若さが違います。」と記載
- ・ 鏡を見ながら髪を気にしている人物の写真及び白髪交じりの髪の頭頂部の写真と共に、「このようなお悩みはありませんか?」及び「あなたのホワイト&グレー度チェック! 白いものが混じってきて悲しい。灰色になって老けてみえる。抜いても、また白いものが出て来る。染めても、生え際が白くなる。家族や親が白さに困っていた。」と記載
- ・ 鏡を見ながら髪を気にしている人物の写真と共に、「だからと言って」、「毛染めはしたくない!」、「毛抜きで抜きたくない!」及び「これ以上、増えないで欲しい!」と記載
- ・ 白衣を着た人物の写真と共に、「そのようなお声にお応えできる商品開発をしていました。」、「それは、私達も同じように悩んでいたからです。」、「私達が『自分自身の悩み』の為に作った商品です。」及び「その自信作を皆さまにお分けしたいと思います。」と記載
- ・ 悩んでいる人物の写真と共に、「実は、30代後半くらいから、私達はこのような事が頭をよぎりました…」、「・鏡を見てビックリ!白いものがたくさんある…」、「・美容室で“白いのが増えましたね”と言われた…」及び「・白いのが多いと老化を実感して自信が無くなる…」と記載
- ・ 「開発理由となった、悲しい体験談をご覧ください。」
- ・ 「『気が付いたら何本も見つかった』」と題し、「商品開発の仕事をしていると、夜、寝る間も惜しんで仕事をしています。ある日、鏡を見ると白いものがチラホラ…。あれ?っと思っただけ掻き上げてみると何本も見つかったのです。これはだめだなあ、と思ったものの、抜くか染めるかの2択です。結局、毛抜きで抜いてしまったのです。」と記載
- ・ 「『若く見られたいのですが…』」と題し、「最低限のケアはしてきたつもりです。ですが、行きつけの美容院で『増えましたね。』と言われて、2か月に1回のペースで染めています。ですが、染めても根元が白いと目立つので困っていたのです。女の命といわれている部分が白いだなんて、もう耐えられない気持ちでしたね。」と記載
- ・ 「『白だけでなく細くなってきた』」と題し、「仕事熱心だけが自慢ですから頑張ってきたつもりですが、体には疲労が蓄積されていたのでしょうか。年齢と共に、白いものが増えて、朝の洗面台で朝シャンをすると抜ける本数も増えました。手にとってみると昔より、随分と細く感じます。栄養をたくさん与えてあげないと、と思ったのです。」と記載
- ・ 白髪交じりの髪の頭頂部の写真
- ・ 白衣を着た人物の写真と共に、「そのような体験をした開発者が、プロジェクトチームを結成して本気で、皆さんの“黒活”を考えたのです!」及び「\だから!妥協知らずの徹底的な試作品を繰り返しました。/」と記載
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、完成したこだわりの逸品が『黒フサ習慣』なのです!」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合!」、「L-シスチンを1粒あたり10

表示内容

0mgあたり配合!」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合!」、「ミレットエキスを配合!」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合!」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合!」及び「黒素材配合のハードカプセル」と記載

- ・ 「気がつけば、頭が真っ白になるような『悩み』は何が原因なのでしょうか？」及び「要因 それは、メラニン色素の生産バランスが崩れていることが1つの要因です。」
- ・ 「艶のある黒の場合 VS 白くなった場合」と記載を付した黒髪の毛根のイメージ図及び白髪の毛根のイメージ図と共に、「加齢や食生活が原因で、メラニン色素の生産ができなかったり、メラニンを生産に関係している『チロシン』やその他の成分が不足しているのかもしれない」と記載
- ・ 「それに、黒豆・黒大豆・黒米・黒胡麻のような黒い食品も、あまり食べていないことも気になります。」
- ・ 白衣の人物の写真と共に、「\そこです! / サプリ設計のプロフェッショナルが、自分達の為に設計した結果、3つの使命を掲げました。」及び「1. 艶のある深い黒さに※¹ 2. フサフサボリュームも※² 3. 低価格で続けられる の3つの使命を目指して設計したのです。」と記載
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、黒艶を目指して完成した黒い素材配合サプリがこれです!」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合!」、「L-シスチンを1粒あたり100mgあたり配合!」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合!」、「ミレットエキスを配合!」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合!」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合!」及び「黒フサ習慣ブラックマックスS」と記載
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「さらに!」、「配合する素材にもこだわりました。あらゆる方向から多面的に配合を考えて、バランスを整えた設計です!」、「黒フサ習慣の6つのこだわり」、「その1 穀物系の食材を5種類以上も配合」、「その2 チロシンは天然型のみを使用」、「その3 天然型シスチンを配合」、「その4 タカサブロウ&ナルコユリ抽出物」、「その5 ミレットエキスと海の黒素材を配合」及び「その6 黒酢のアミノ酸とミネラルを配合」と記載
- ・ 白髪交じりの頭髪の写真と共に、「染毛剤を使ってしまうと× 白髪は黒く染めることができますが…」、「髪の毛のパサつき」、「ツヤがない」、「ハリがない」、「不自然な黒髪に…」及び「女性が求める美髪にはなりません」と記載
- ・ 長い黒髪の人物の写真と共に、「髪の毛は死んでいる細胞なので外側から栄養を与えることができないのです。」、「だからこそ!カラダの内側から『黒』の栄養素を取り入れることが大切なのです!!」及び「サプリメントを使うことで、ミネラルやアミノ酸などの不足しがちなそれらの栄養素を効率良く摂ることができます」と記載
- ・ 本件商品の写真と共に、「もうこれ以上は配合できないのではないかとと思うくらい、たくさんの原料を1粒のハードカプセルに満タン配合しました。」及び「その1粒は、艶のある深い漆黒の輝きに満ちています!」と記載
- ・ 長い黒髪の人物の写真と共に、「実年齢よりも若く見える黒フサの毎日を!」と記載
- ・ 「『見た目は若い方がいいですね』」と題し、白髪交じりの髪の人物の写真と共に、「■■■■歳 ■■■■様」及び「昔から体のケアはしていますが、男は自然な年齢の重ね方が良いと思っていました。ですが、ここまで白くなってくると何かしないといけませんね。老けて見られるのは嫌ですが、自然なままでいたいという気持ちもあります。毛染めは不自然になるからした

表示内容

いいと思いませんでした。何か方法はないかと探していたら、このサプリを知人から教えてもらいました。飲むだけなので、これなら続けられますね。飲み始めてから自分にやる気スイッチが入ったみたいで、ヨガ教室にも通っています。食生活にも気をつけるようになりました。見た目は若い方が良いでしょう。」と記載

- ・ 「【現在の■■■さん】」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「今は、かなり若々しい印象です。気持ちも若くなり、毎日が活動的になったそうです。」と記載
- ・ 「『こんなサプリを探していました♪』」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「■■■歳■■■様」及び「40歳を超えた時から、かなり目立つようになりました。鏡を見ると、キラリと白く輝くものが目について毛抜きで抜いていました。後ろのほうは自分で出来ないの、娘に抜いてもらっていました。ですが、抜いてしまうのは毛根が傷つくので良くないと書いてあるのを見つけ、どうしようかと迷っていました。髪の毛が痛むのも嫌だったので白髪染めはしていません。でも、鏡を見る度に、年齢も年齢なので仕方ないかな？と諦めていたのです。そんな時に、このサプリを見つけたので、もう嬉しかったですね。詳しい内容を見てみると、そうそう、こんなサプリを探していたのよ、と独り言をしゃべっていました。それくらい、私にとっては待ちに待っていたサプリです。鏡を見る回数少なくなって、ちょっと若さに自信が持てるようになりましたね。」と記載
- ・ 「『徐々にロングヘアに出来ました』」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「■■■歳■■■様」、「最初は白髪染めをしていましたが、毎月、染めるのも面倒になってきて。自宅で染めるのはお風呂が汚れるからもっと面倒。いっそのこと、髪の毛を束ねておけばいいかな、って今の髪型にしていました。でも、これではお洒落できませんよね。そこで、スマホで検索してみつけたのがコレです。サプリは初めてでしたが、お水と一緒に簡単に飲めるから便利ですね。今では、髪の毛を伸ばしているの、もう束ねることはありません。徐々にロングヘアにすると、周りの人の反応が違いますね♪」及び「ロングヘアが似合う■■■さん」と記載
- ・ 「『急に増えてきたので慌てました。』」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「■■■歳■■■様」及び「ここ最近、急に増えてきましたね。てっぺんのほうだから、自分ではなかなか気がつきませんでした。30代の時ですが、出産を終えた後から増えていましたが当時はヘアカラーをしていました。ですが、髪の毛が痛むことがあり毛染めはヘナに変えていました。ヘナだと痛みが少ないのですが真っ黒には染まりません。痛むよりはいいかな？と思っていましたが、最近急に増えてきたので焦りました。毛染め以外で何か良いものは無いかとネットで探していたら黒フサ習慣を見つけました。白いものが増えただけでなく、根元あたりから痩せてきた気もするので、これからは中からケアしたいと思います。今のところ、気に入っていますよ。」と記載
- ・ 「『直接的なものが欲しかったのです。』」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「■■■歳■■■様」及び「インターネットで調べていて、チロシンやケラチンのような直接的なものが入っているサプリメントを検索していました。ところが、海外のものはあっても、国産のものが中々見つかりません。やっとのことで、見つけたのがこの商品です。チロシンやケラチンだけでなく、ミレットまで配合されているので、白だけでなく、ちょっと上の方が気になりだした私にはピッタリの原料ですね。最近、背の高い人に後ろから見降ろされたり、エスカレータを降りる時は、見られていないかと、とても気になっていました。そんな毎日から解放されたいですね。この商品は粒も小さめで飲みやすいです。毎日、4粒飲んでいますが、とても良い商品だと思っています。毎日、続けて散髪屋で自慢したいです。これから変わりたい

表示内容

いと思います！」と記載

- ・ 「白髪染めを使いたくない方でも、積極的にヘアスタイルを楽しみたいなら、食生活を見直してストレスを軽減する工夫をしましょう。そんな努力をして…」、「さらに黒い5つの食材やチロシンのようなアミノ酸、ミレットエキスを補えば！」及び「本来の艶のある濃い色の輝きが復活するかもしれません。」
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「その為にも、今すぐ変わろうとしないで毎月コツコツと続けることで底力を付けましょう！」及び「そのお手伝いをする、強い味方がブラックヘアラインサプリ『黒フサ習慣』なのです！」と記載
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、黒艶を目指して完成した黒い素材配合サプリがこれです！」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合！」、「L-シスチンを1粒あたり100mgあたり配合！」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合！」、「ミレットエキスを配合！」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合！」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合！」及び「黒フサ習慣ブラックマックスS」と記載

(別紙)

※ランキング1位とは、弊社販売商品の中で最も多くのチロシン・システンを配合しているという意味です。

チロシン配合
ランキング
第1位

システニン配合
ランキング
第1位

白髪染めはしたくない!
ロマンスグレーはまだ早い!

艶のある漆黒に
憧れる世代の方に!!

さあ!“黒活”を
スタートしましょう!

黒い食材 チロシン 和漢素材

黒フサ習慣
ブラックマックスS



誰もが、目を奪われるような
艶のある“黒髪”に憧れます



白いものが無い、若さを象徴するような生き
生きとした黒髪は、「染める」のではなく、黒い
食材を「食べること」でケアしたいものです。

＼それに！／

白と黒では、見た目の若さが違います。



このようなお悩みは
ありませんか?



あなたの
ホワイト&グレー度チェック!

- 白いものが混じってきて悲しい。
- 灰色になって老けてみえる。
- 抜いても、また白いものが出て来る。
- 染めても、生え際が白くなる。
- 家族や親が白さに困っていた。



だからと
言って



そのようなお声にお応えできる
商品開発をしていました。
それは、私達も同じように悩んでいたからです。

私達が「**自分自身の悩み**」の
為に作った商品です。
その自信作を皆さまにお分けしたいと思います。



*研修チームは、弊社スタッフと製造メーカー専門家の育成メンバーで構成されています。プライバシー保護の為、写真はイメージです。

実は、30代後半くらいから、私達は
このような事が**頭をよぎりました**…

・鏡を見てビックリ!白いものが
たくさんある…

・美容室で“白いのが
増えましたね”と言われた…

・白いのが多いと老化を
実感して自信が無くなる…



開発理由となった、
悲しい体験談をご覧ください。



「気が付いたら何本も見つかった」

商品開発の仕事をしていると、夜、寝る間も惜しんで仕事をしています。ある日、鏡を見ると白いものがチラホラ…。あれっ？っと思って掻き上げてみると何本も見つかったのです。

これはだめだなあ、と思ったものの、抜くか染めるかの2択です。結局、毛抜きで抜いてしまったのです。



「若く見られたいのですが…」

最低限のケアはしてきたつもりです。ですが、行きつけの美容院で「増えましたね。」と言われて、2か月に1回のペースで染めています。ですが、染めても

根元が白いと目立つので困っていたのです。女の命といわれている部分が白いだなんて、もう耐えられない気持ちでしたね。



「白だけでなく細くなってきた」

仕事熱心だけが自慢ですから頑張ってきたつもりですが、体には疲労が蓄積されていたのでしょう。年齢と共に、白いものが増えて、朝の洗面台で朝シャンをすると抜ける本数も増えました。

手にとってみると昔より、随分と細く感じます。栄養をたくさん与えてあげないと、と思ったのです。



※プライバシー保護の為、写真はイメージになっています。



そのような体験をした開発者が、プロジェクトチームを結成して**本気で**、皆さんの“**黒活**”を考えたのです！

だから！妥協知らずの徹底的な
試作品を繰り返しました。



※開発チームは、弊社スタッフと製造メーカー専門家の協力で開発されています。プライバシー保護のため、写真はイメージです。

そして、完成したこだわりの逸品が「黒フサ習慣」なのです！

レーチロシンを1粒あたり50mg配合！

レーシチンを1粒あたり100mgあたり配合！

タカサプロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合！



ミレットエキスを配合！

黒穀物
黒酢エキス
黒にんにく
配合！

牡蠣
亜鉛酵母
鉄分、ビタミン
配合！

黒素材配合のハードカプセル

※黒染めとは、ハードカプセルをカラメルで黒く染めたという意味です。

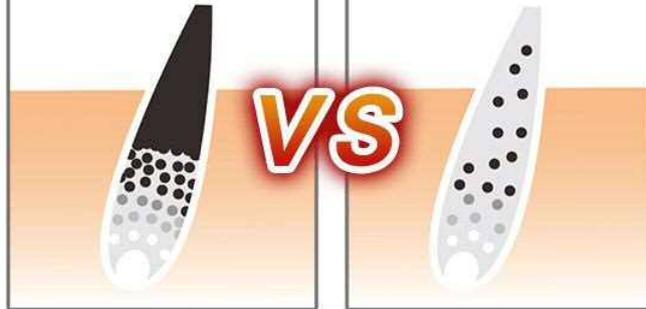
気がつけば、頭が真っ白になるような「悩み」は何が**原因**なのでしょう？

要因

それは、メラニン色素の生産**バランスが崩れている**ことが1つの要因です。

艶のある黒の場合

白くなった場合



加齢や食生活が原因で、メラニン色素の生産ができなかったり、メラニンを生産に関係している「チロシン」やその他の成分が不足しているのかもしれない!

❗ それに、黒豆・黒大豆・黒米・黒胡麻のような黒い食品も、あまり食べていないことも気になります。



／そこで！／

サプリ設計のプロフェッショナルが、
自分達の為に設計した結果、
3つの使命を掲げました。

- ※1 1. 艶のある深い黒さに
 - ※2 2. フサフサボリュームも
 3. 低価格で続けられる
- の3つの使命を目指して設計したのです。

※1: サプリメントの粒の色のことです。 ※2: ボリュームのある内容量のことです。

そして、黒艶を目指して完成した
黒い素材配合サプリがこれです！

L-チロシン
を1粒あたり
50mg配合！

L-シスチンを
1粒あたり100mg
あたり配合！

タカサブロウ&
ナルコユリ抽出物を
1粒に50mg
配合！

ミレット
エキスを
配合！

黒穀物
黒酢エキス
黒にんにく
配合！

牡蠣
亜鉛酵母
鉄分、ビタミン
配合！

黒フサ習慣 ブラックマックスS

さらに!

配合する素材にもこだわりました。
あらゆる方向から多面的に配合を
考えて、バランスを整えた設計です!

黒フサ習慣の 6つのこだわり

その1
穀物系の
食材を5種類
以上も配合

その2
チロシンは
天然型のみを
使用

その3
天然型
シスチンを
配合



その4
タカサプロウ
&ナルコユリ
抽出物

その5
ミレットエキスと
海の黒素材を
配合

その6
黒酢のアミノ酸
とミネラルを
配合

染毛剤を使ってしまうと **×**

白髪は黒く染めることができますが…



女性が求める美髪にはなりません

髪の中の毛は死んでいる細胞なので
外側から栄養を与えることが
できないのです。



だからこそ!

カラダの内側から「黒」の栄養素

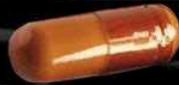
を取り入れることが大切なのです!!

サプリメントを使うことで、ミネラルや
アミノ酸などの不足しがちなそれらの栄養素を
効率良く摂ることができます

もうこれ以上は配合できないのではないかと

と思うくらい、たくさんの原料を1粒の
ハードカプセルに満タン配合しました。

その1粒は、艶のある深い
漆黒の輝きに満ちています！



内容量たっぷりの**300mg配合!**
小粒で飲みやすいハードカプセル!

そして!

実年齢よりも
若く見える
黒フサの
毎日を!

笑顔の体験談です。
生のお声をご紹介します♪



「見た目は若い方がいいですね」



昔から体のケアはしていますが、男は**自然な年齢の重ね方が良い**と思っていました。

ですが、ここまで白くなってくると何かしないといけませんね。老けて見られるのは嫌ですが、**自然なままでいたい**という気持ちもあります。

毛染めは不自然になるからしたいと思いませんでした。**何か方法はないか?**と探していたら、このサプリを知人から教えてもらいました。飲むだけなので、これなら**続けられます**ね。

飲み始めてから自分に**やる気スイッチが入った**みたいで、ヨガ教室にも通っています。

食生活にも気をつけるようになりました。**見た目は若い方が良い**ですから。

体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

【現在の さん】

今は、かなり若々しい印象です。気持ちも若くなり、毎日が**活動的**になったそうです。



体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

「こんなサプリを探していました♪」



様

40歳を超えた時くらいから、かなり目立つよう
になりました。

鏡を見ていると、キラリと白く輝くものが目につ
いて毛抜きで抜いていました。後ろのほうは自分で
出来ないので、娘に抜いてもらっていました。

ですが、抜いてしまうのは毛根が傷つくので良く
ないと書いてあるのを見つけ、どうしようかと迷っ
ていました。髪の毛が痛むのも嫌だったので白髪染
めはしていません。でも、鏡を見る度に、年齢も年
齢なので仕方ないかな？と諦めていたのです。

そんな時に、このサプリを見つけたので、もう嬉
しかったですね。詳しい内容を見てみると、

そうそう、こんなサプリを探していたのよ、と独り
言をしゃべっていました。それくらい、私にとって
は待ちに待っていた
サプリです。鏡を見る
回数少なくなって、ちょ
っと若さに自信が持て
るようになりましたね。



体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

「久々にロングヘアに出来ました」



様

最初は白髪染めをしていましたが、毎月、染めるのも面倒になってきて。

自宅で染めるのはお風呂が汚れるからもっと面倒。いっそのこと、髪の毛を束ねておけばいいかな、って今の髪型にしていました。

でも、これではお洒落できませんよね。そこで、スマホで検索してみつけたのがコレです。

サプリは初めてでしたが、お水と一緒に簡単に飲めるから便利ですね。

今では、髪の毛を伸ばしているのもう束ねることはありません。久々にロングヘアにすると、周りの人の反応が違いますね♪



体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

「急に増えてきたので慌てました。」



様

ここ最近、急に増えてきましたね。てっぺんのほうだから、自分ではなかなか気がつきませんでした。

30代の時ですが、出産を終えた後から増えていましたが当時はヘアカラーをしていました。

ですが、髪の毛が痛むことがあり毛染めはヘナに変えていました。ヘナだと痛みが少ないのですが真っ黒には染まりません。痛むよりはいいかな？と思っていましたが、最近は急に増えてきたので焦りました。毛染め以外で何か良いものは無いかとネットで探していたら黒フサ習慣を見つけました。

白いものが増えただけでなく、根元あたりから痩せてきた気もするので、これからは中からケアしたいと思います。今のところ、気に入っていますよ。



体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

「直接的なものが欲しかったのです。」



様

インターネットで調べていて、**チロシン**や**ケラチン**のような直接的なものが入っているサプリメントを検索していました。ところが、海外のものはあっても、国産のものが中々見つかりません。やっとのことで、見つけたのがこの商品です。

チロシンやケラチンだけでなく、**ミレット**まで配合されているので、白だけでなく、ちょっと上の方が気になりだした私にはピッタリの原料ですね。

最近、背の高い人に後ろから見降ろされたり、エスカレータを降りる時は、**見られていないか?**と、とても気になっていました。そんな毎日から解放されたいですね。この商品は粒も小さめで飲みやすいです。毎日、4粒飲んでいますが、とても良い商品だと思っています。

毎日、続けて**散髪屋**で**自慢**したいです。これから変わりたいと思います!



体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。

白髪染めを使いたくない方でも、積極的にヘアスタイルを楽しみたいなら、食生活を見直してストレスを軽減する工夫をしましょう。そんな努力をして…

さらに黒い5つの食材やチロシンのようなアミノ酸、ミレットエキスを補えば！

本来の艶のある濃い色の輝きが復活するかもしれません。



その為にも、今すぐ変わろうとしないで
毎月コツコツと続けることで
底力を付けましょう!

そのお手伝いをする、強い味方が



※ランキング1位とは、
弊社販売商品の中で最
も多くのチロシン・シ
スタチンを配合している
という意味です。

ブラックヘアラインサプリ
「黒フサ習慣」なのです!

そして、黒艶を目指して完成した
黒い素材配合サプリがこれです！

L-チロシン
を1粒あたり
50mg配合！

L-シスチンを
1粒あたり100mg
あたり配合！

タカサブロウ&
ナルコユリ抽出物を
1粒に50mg
配合！

ミレット
エキスを
配合！

黒穀物
黒酢エキス
黒にんにく
配合！

牡蠣
亜鉛酵母
鉄分、ビタミン
配合！

黒フサ習慣 ブラックマックスS

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた

- 者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
 - 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
 - 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
 - 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
 - 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

- 2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数

があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

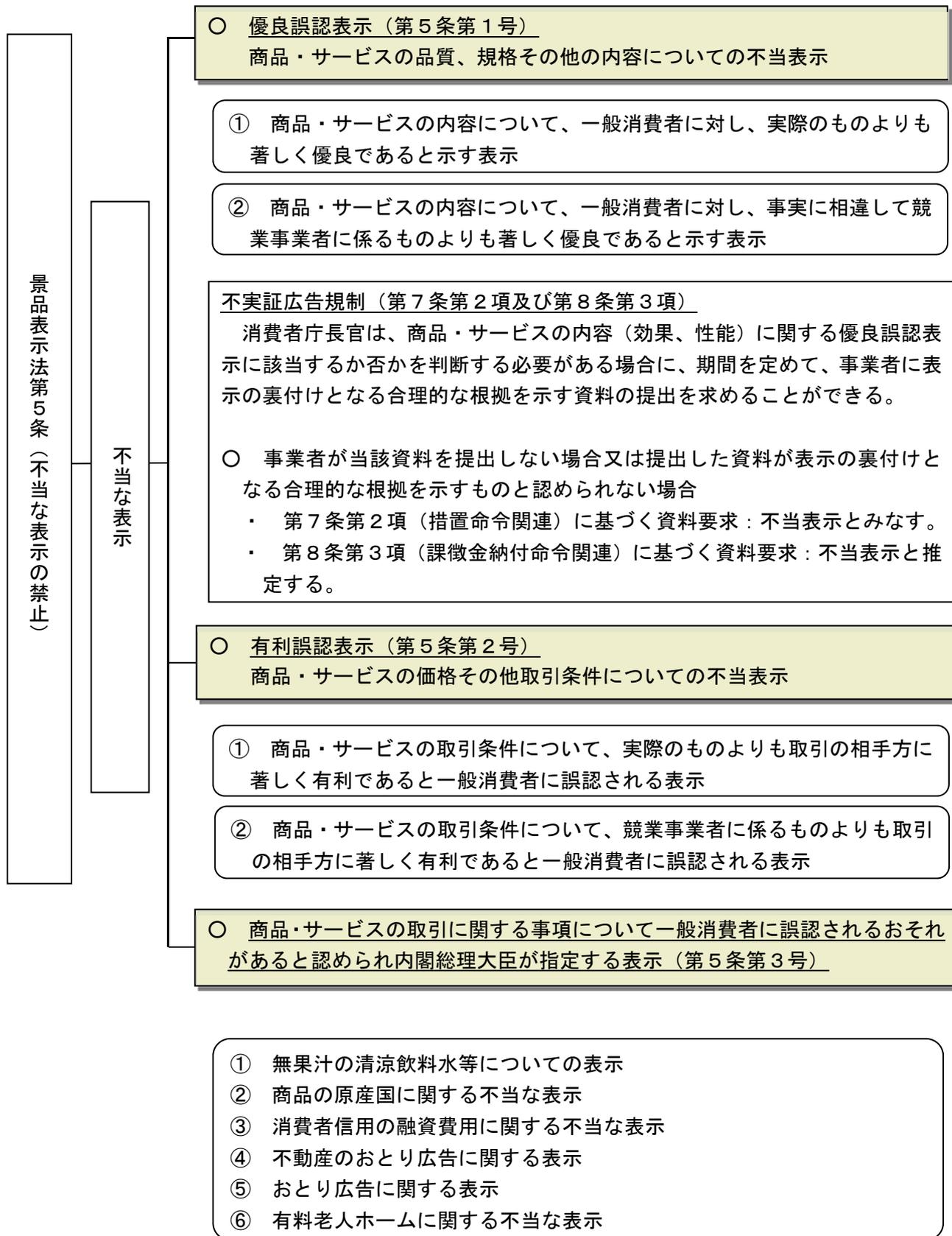
(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入する。また、不当な表示による顧客の被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

- ・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為が該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除外期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2: 返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
 返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

課徴金額の減額

課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

消表対第267号
令和元年6月26日

株式会社アルトルイズム
代表取締役 瀧川 孝紀 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社アルトルイズム（以下「アルトルイズム」という。）は、課徴金として金839万円を令和2年1月27日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、アルトルイズムが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1) ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
イ(ア) アルトルイズムが前記1の課徴金対象行為をした期間は、平成30年4月9日から同年10月23日までの間である。
イ(イ) 本件商品について、アルトルイズムが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する平成31年4月23日までの間に最後に取引をした日は、平成31年4月23日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、平成30年4月9日から平成31年4月23日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るアルトルイズムの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、2億7987万8874円である。

エ アルトルイズムは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる根拠に基づくことなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、アルトルイズムが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した839万円である。

よって、アルトルイズムに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社アルトルイズム（以下「アルトルイズム」という。）は、福岡市中央区赤坂一丁目1番5号7階に本店を置き、健康食品等の販売業等を営む事業者である。
- 2 アルトルイズムは、「黒フサ習慣 ブラックマックスS」と称する食品（以下「本件商品」という。）を通信販売の方法により一般消費者に販売している。
- 3 アルトルイズムは、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- 4(1) アルトルイズムは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、平成30年4月9日から同年10月23日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」等と記載するなど、別表「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、本件商品を摂取することで、白髪が艶のある黒髪となる効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、アルトルイズムに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、アルトルイズムは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) なお、アルトルイズムは、前記(1)の表示のうち
 - ア 体験談の表示について、自社ウェブサイトにおいて、「体験談は個人の感想で、実感を保証するものではありません。」と記載していたが、当該記載は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。
 - イ 「1.艶のある深い黒さに※¹」及び「2.フサフサボリュームも※²」との表示について、自社ウェブサイトにおいて、「※1:サプリメントの粒の色のことです。」及び「※2:ボリュームのある内容量のことです。」と記載していたが、当該記載は、文字と背景との区別がつきにくく、「1.艶のある深い黒さに※¹」及び「2.フサフサボリュームも※²」との記載に比べて小さな文字で記載されたものであることから、一般消費者が前記(1)の表示から受ける効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> • 黒髪の人物の写真と共に、「白髪染めはしたくない!」、「ロマンスグレーはまだ早い!」、「艶のある漆黒に憧れる世代の方に!!」及び「さあ!“黒活”をスタートしましょう!」と記載 • 黒髪の人物の写真と共に、「誰もが、目を奪われるような艶のある“黒髪”に憧れます」及び「白いものが無い、若さを象徴するような生き活きとした黒髪は、『染める』のではなく、黒い食材を『食べる』でケアしたいものです。」と記載 • 白髪交じりの髪と艶のある黒髪の写真と共に、「\それに!／白と黒では、見た目の若さが違います。」と記載 • 鏡を見ながら髪を気にしている人物の写真及び白髪交じりの髪の頭頂部の写真と共に、「<u>このようなお悩みはありませんか?</u>」及び「あなたのホワイト&グレー度チェック! <input checked="" type="checkbox"/>白いものが混じってきて悲しい。<input checked="" type="checkbox"/>灰色になって老けてみえる。<input checked="" type="checkbox"/>抜いても、また白いものが出て来る。<input checked="" type="checkbox"/>染めても、生え際が白くなる。<input checked="" type="checkbox"/>家族や親が白さに困っていた。」と記載 • 鏡を見ながら髪を気にしている人物の写真と共に、「だからと言って」、「毛染めはしたくない!」、「毛抜きで抜きたくない!」及び「これ以上、増えないで欲しい!」と記載 • 白衣を着た人物の写真と共に、「そのようなお声にお応えできる商品開発をしていました。」、「それは、私達も同じように悩んでいたからです。」、「私達が『自分自身の悩み』の為に作った商品です。」及び「その自信作を皆さまにお分けしたいと思います。」と記載 • 悩んでいる人物の写真と共に、「実は、30代後半くらいから、私達はこのような事が頭をよぎりました…」、「・鏡を見てビックリ!白いものがたくさんある…」、「・美容室で“白いのが増えましたね”と言われた…」及び「・白いのが多いと老化を実感して自信が無くなる…」と記載 • 「開発理由となった、悲しい体験談をご覧ください。」 • 「『気が付いたら何本も見つかった』」と題し、「商品開発の仕事をしていると、夜、寝る間も惜しんで仕事をしています。ある日、鏡を見ると白いものがチラホラ…。あれっ?っと思って掻き上げてみると何本も見つかったのです。これはだめだなあ、と思ったものの、抜くか染めるかの2択です。結局、毛抜きで抜いてしまったのです。」と記載 • 「『若く見られたいのですが…』」と題し、「最低限のケアはしてきたつもりです。ですが、行きつけの美容院で『増えましたね。』と言われて、2か月に1回のペースで染めています。ですが、染めても根元が白いと目立つので困っていたのです。女の命といわれている部分が白いだなんて、もう耐えられない気持ちでしたね。」と記載 • 「『白だけでなく細くなってきた』」と題し、「仕事熱心だけが自慢ですから頑張ってきたつもりですが、体には疲労が蓄積されていたのでしょう。年齢と共に、白いものが増えて、朝の洗面台で朝シャンをすると抜ける本数も増えました。手にとってみると昔より、随分と細く感じます。栄養をたくさん与えてあげないと、と思ったのです。」と記載 • 白髪交じりの髪の頭頂部の写真 • 白衣を着た人物の写真と共に、「そのような体験をした開発者が、プロジェクトチームを結成して本気で、皆さんの“黒活”を考えたのです!」及び「\だから!妥協知らずの徹底的な試作品を繰り返しました。／」と記載 • 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、完成したこだわりの逸品が『黒フサ習慣』なのです!」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合!」、「L-シスチンを1粒あたり100mgあたり配合!」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合!」、「ミレットエキスを配合!」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合!」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合!」及び「黒素材配合のハードカプセル」と記載 • 「気がつけば、<u>頭が真っ白</u>になるような『<u>悩み</u>』は何が原因なんでしょうか?」及び「要因 それは、メラニン色素の生産バランスが崩れていることが1つの要因です。」 • 「艶のある黒の場合 VS 白くなった場合」と記載を付した黒髪の毛根のイメージ図及び白髪の毛根のイメージ図と共に、「加齢や食生活が原因で、メラニン色素の生産ができなかった

表示内容

- り、メラニンを生産に関係している『チロシン』やその他の成分が不足しているのかもしれませんが！」と記載
- ・ 「それに、黒豆・黒大豆・黒米・黒胡麻のような黒い食品も、あまり食べていないことも気になります。」
 - ・ 白衣の人物の写真と共に、「\そこで！／ サプリ設計のプロフェッショナルが、自分達の為に設計した結果、3つの使命を掲げました。」及び「1. 艶のある深い黒さに※¹ 2. フサフサボリュームも※² 3. 低価格で続けられる の3つの使命を目指して設計したのです。」と記載
 - ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、黒艶を目指して完成した黒い素材配合サプリがこれです！」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合！」、「L-シスチンを1粒あたり100mgあたり配合！」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合！」、「ミレットエキスを配合！」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合！」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合！」及び「黒フサ習慣ブラックマックスS」と記載
 - ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「さらに！」、「配合する素材にもこだわりました。あらゆる方向から多面的に配合を考えて、バランスを整えた設計です！」、「黒フサ習慣の6つのこだわり」、「その1 穀物系の食材を5種類以上も配合」、「その2 チロシンは天然型のみを使用」、「その3 天然型シスチンを配合」、「その4 タカサブロウ&ナルコユリ抽出物」、「その5 ミレットエキスと海の黒素材を配合」及び「その6 黒酢のアミノ酸とミネラルを配合」と記載
 - ・ 白髪交じりの頭髪の写真と共に、「染毛剤を使ってしまうと× 白髪は黒く染めることができますが…」、「髪の毛のパサつき」、「ツヤがない」、「ハリがない」、「不自然な黒髪に…」及び「女性が求める美髪にはなりません」と記載
 - ・ 長い黒髪の人物の写真と共に、「髪の毛は死んでいる細胞なので外側から栄養を与えることができないのです。」、「だからこそ！カラダの内側から『黒』の栄養素を取り入れることが大切なのです！！」及び「サプリメントを使うことで、ミネラルやアミノ酸などの不足しがちなそれらの栄養素を効率良く摂ることができます」と記載
 - ・ 本件商品の写真と共に、「もうこれ以上は配合できないのではないかとと思うくらい、たくさんの原料を1粒のハードカプセルに満タン配合しました。」及び「その1粒は、艶のある深い漆黒の輝きに満ちています！」と記載
 - ・ 長い黒髪の人物の写真と共に、「実年齢よりも若く見える黒フサの毎日を！」と記載
 - ・ 「『見た目は若い方がいいですね』」と題し、白髪交じりの髪の毛の人物の写真と共に、「■■■■歳 ■■■■ 様」及び「昔から体のケアはしていますが、男は自然な年齢の重ね方が良いと思っていました。ですが、ここまで白くなってくると何かしないといけませんね。老けて見られるのは嫌ですが、自然なままでいたいという気持ちもあります。毛染めは不自然になるからしたいと思いませんでした。何か方法はないか？と探していたら、このサプリを知人から教えてもらいました。飲むだけなので、これなら続けられますね。飲み始めてから自分にやる気スイッチが入ったみたいで、ヨガ教室にも通っています。食生活にも気をつけるようになりました。見た目は若い方がいいですから。」と記載
 - ・ 「【現在の■■■■さん】」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「今は、かなり若々しい印象です。気持ちも若くなり、毎日が活動的になったそうです。」と記載
 - ・ 「『こんなサプリを探していました♪』」と題し、黒髪の人物の写真と共に、「■■■■歳 ■■■■ 様」及び「40歳を超えた時から、かなり目立つようになりました。鏡を見ると、キラリと白く輝くものが目について毛抜きで抜いていました。後ろのほうは自分で出来ないの、娘に抜いてもらっていました。ですが、抜いてしまうのは毛根が傷つくので良くないと書いてあるのを見つけ、どうしようと迷っていました。髪の毛が痛むのも嫌だったので白髪染めはしていません。でも、鏡を見る度に、年齢も年齢なので仕方ないかな？と諦めていたのです。そんな時に、このサプリを見つけたので、もう嬉しかったですね。詳しい内容を見てみると、

表示内容

そうそう、こんなサプリを探していたのよ、と独り言をしゃべっていました。それくらい、私にとっては待ちに待っていたサプリです。鏡を見る回数少なくなって、ちょっと若さに自信が持てるようになりましたね。」と記載

- ・ 「『久々にロングヘアに出来ました』』と題し、黒髪の人物の写真と共に、「**■**歳 **■** **■**様」、「最初は白髪染めをしていましたが、毎月、染めるのも面倒になってきて。自宅で染めるのはお風呂が汚れるからもっと面倒。いっそのこと、髪の毛を束ねておけばいいかな、って今の髪型にしていました。でも、これではお洒落できませんよね。そこで、スマホで検索してみつけたのがコレです。サプリは初めてでしたが、お水と一緒に簡単に飲めるから便利です。今では、髪の毛を伸ばしているので、もう束ねることはありません。久々にロングヘアにすると、周りの人の反応が違いますね♪」及び「ロングヘアが似合う**■**さん」と記載
- ・ 「『急に増えてきたので慌てました。』』と題し、黒髪の人物の写真と共に、「**■**歳 **■** **■**様」及び「ここ最近、急に増えてきましたね。てっぺんのほうだから、自分ではなかなか気がつきませんでした。30代の時ですが、出産を終えた後から増えていましたが当時はヘアカラーをしていました。ですが、髪の毛が痛むことがあり毛染めはヘナに変えていました。ヘナだと痛みが少ないのですが真っ黒には染まりません。痛むよりはいいかな？と思っていたのですが、最近急に増えてきたので焦りました。毛染め以外で何か良いものは無いかとネットで探していたら黒フサ習慣を見つけました。白いものが増えただけでなく、根元あたりから痩せてきた気もするので、これからは中からケアしたいと思います。今のところ、気に入っていますよ。」と記載
- ・ 「『直接的なものが欲しかったのです。』』と題し、黒髪の人物の写真と共に、「**■**歳 **■** **■**様」及び「インターネットで調べていて、チロシンやケラチンのような直接的なものが入っているサプリメントを検索していました。ところが、海外のものはあっても、国産のものが中々見つかりません。やっとのことで、見つけたのがこの商品です。チロシンやケラチンだけでなく、ミレットまで配合されているので、白だけでなく、ちょっと上の方が気になりだした私にはピッタリの原料ですね。最近、背の高い人に後ろから見降ろされたり、エスカレータを降りる時は、見られていないか？と、とても気になっていました。そんな毎日から解放されたいですね。この商品は粒も小さめで飲みやすいです。毎日、4粒飲んでいますが、とても良い商品だと思っています。毎日、続けて散髪屋で自慢したいです。これから変わりたいと思います！」と記載
- ・ 「白髪染めを使いたくない方でも、積極的にヘアスタイルを楽しみたいなら、食生活を見直してストレスを軽減する工夫をしましょう。そんな努力をして…」、「さらに黒い5つの食材やチロシンのようなアミノ酸、ミレットエキスを補えば！」及び「本来の艶のある濃い色の輝きが復活するかもしれません。」
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「その為にも、今すぐ変わろうとしないで毎月コツコツと続けることで底力を付けましょう！」及び「そのお手伝いをする、強い味方がブラックヘアラインサプリ『黒フサ習慣』なのです！」と記載
- ・ 本件商品の容器包装の写真と共に、「そして、黒艶を目指して完成した黒い素材配合サプリがこれです!」、「L-チロシンを1粒あたり50mg配合!」、「L-シスチンを1粒あたり100mgあたり配合!」、「タカサブロウ&ナルコユリ抽出物を1粒に50mg配合!」、「ミレットエキスを配合!」、「黒穀物 黒酢エキス 黒にんにく配合!」、「牡蠣 亜鉛酵母 鉄分、ビタミン配合!」及び「黒フサ習慣ブラックマックスS」と記載

(別添)